

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 小倉 博之
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 西村 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 西村 浩一
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社西日本事業本部 (大阪府大阪市中央区南船場二丁目11番26号) 文化シャッター株式会社御着工場 (兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月17日開催の当社第80期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金37円 総額2,613,617,174円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、潮崎敏彦、小倉博之、三田充、市川治彦、大岡忠仁、後藤伸樹、楠瀬玲子、森田純恵、村上佳代の9氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
監査等委員である取締役として、滝順子氏を選任する。

第4号議案 ダルトンらによる当社株券等の大規模買付行為等の蓋然性が高い状況（有事）を踏まえた、対抗措置の条件付き発動に関する承認の件
ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手した場合における（その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重した上での）当社取締役会による本対抗措置の発動について、予め承認をお願いする。

< 株主提案（第5号議案）>

第5号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
西田真澄、水落一隆の両氏を監査等委員でない取締役として選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	630,027	373	0	（注）1	可決 99.89%
第2号議案					
潮崎 敏彦	476,688	153,709	0	（注）2	可決 75.58%
小倉 博之	477,810	152,552	36		可決 75.76%
三田 充	495,122	135,277	0		可決 78.50%
市川 治彦	495,147	135,252	0		可決 78.51%
大岡 忠仁	495,135	135,264	0		可決 78.51%
後藤 伸樹	495,130	135,269	0		可決 78.51%
楠瀬 玲子	495,140	135,259	0		可決 78.51%
森田 純恵	495,143	135,256	0		可決 78.51%
村上 佳代	495,140	135,259	0	可決 78.51%	
第3号議案					
滝 順子	627,528	2,852	0	（注）2	可決 99.50%
第4号議案	452,512	177,885	0	（注）1	可決 71.75%

< 株主提案（第5号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第5号議案					
西田 真澄	143,406	486,880	113	（注）2	否決 22.74%
水落 一隆	143,420	486,866	113		否決 22.74%

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上